

香川県報



第 31 号

平成 17 年

4月19日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示
町の区域に編入する旨の届出
（自治振興課） 一

地方自治法施行令の規定に基づく収納事務の委託
（総務学事課）
瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請
（環境管理課） 二
（土木監理課）
土地収用法の規定による事業の認定
（建築課） 三
（建設課）

公告
道路の位置指定
（建設課） 三
落札者等の公示
（県立病院課） 四

土地改良事業の認可（三件）
（土地改良課） 四
土地改良事業の同意（三件）
（ " " ） 五
土地改良事業の適否決定（三件）
（ " " ） 六
土地改良区の役員の就任の届出
（都市計画課）

正誤
平成十七年四月十二日（香川県報第九二二六号）目次中訂正

告示

香川県告示第二百七十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる町の区域に平成十七年四月二十日から編入する旨

坂出市長から届出があった。

平成十七年四月十九日

香川県知事 真鍋 武 紀

上 欄	下 欄
坂出市駒止町一丁目	坂出市元町一丁目三七二の三から三七二の五まで、三七二の九、三七二の一四から三七二の一六まで、三七二の一八、三七二の二一、三七二の二三、三七二の二四、三七二の二一、三七二の七

香川県告示第二百七十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定に基づき、平成十七年四月一日から、次の者に香川県庁地下駐車場使用料の収納事務を委託した。

平成十七年四月十九日

香川県知事 真鍋 武 紀

住所 高松市田村町四五二番地五

名称 フジガード株式会社

香川県告示第二百七十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年四月十九日

香川県知事 真鍋 武 紀

1 母鑑の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

三豊郡大野原町大字花種818番地 1

医療法人社団豊南会 香川井下病院 理事長 井下謙回

(2) 事業場の所在地及び名称

三豊郡大野原町大字花稻830
医療法人社団豊南会 香川井下病院

- (3) 変更しようとする事項の内容
- ・病棟の増築に伴い、雨水専用の排水口を18箇所設置する。
 - ・既設合併処理浄化槽の人槽が、2029人槽から2113人槽に変更になる。なお、汚水等の汚染状態及び量は増加しない。
 - ・人工透析排水処理装置の処理能力を25 m³/日から63 m³/日に増設することにより、第一排水口の排出水量が増加する。
- (4) 特定施設に関する事項
既設合併処理浄化槽の人槽が、2029人槽から2113人槽に変更になる。
- (5) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし。
- (6) 排水水の汚染状態及び量

排水水の汚染状態	区 分	第 1 排 水 口		変 更 後	
		変 更 前	最 大	通 常	最 大
水素イオン濃度		5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		10	20	10	20
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		15	30	15	30
浮遊物質濃度 (mg/ℓ)		15	30	15	30
窒素含有量 (mg/ℓ)		20	40	20	40
りん含有量 (mg/ℓ)		1	3	1	3
排水水の量 (m ³ /日)		167	229	195	267

雨水排水口が18箇所から28箇所に増設され、当該事業場の排水口は37箇所になる。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
平成17年4月19日から
平成17年5月10日まで
- (2) 場所

香川県環境森林部環境管理課及び大野原町住民課

香川県知事 眞 繁 氏

土地収用法（昭和二十六年法律第百二十九号）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり申張する。

平成十七年四月十九日

香川県知事 眞 繁 氏

一 認定書の受領

日本国

二 事業の種類

山本町河内公民館駐車場拡張事業

三 認定書

1 収用の部分

香川県三豊郡山本町大字河内字井ノ尻及びひす神子母地区

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

平成十七年三月十六日に山本町より申請のあった山本町河内公民館駐車場拡張事業（以下「本件事業」といふ。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法第二十号第一号の要件への適合性について

本件事業は、社会教育法による公民館である河内公民館の附属駐車場を拡張しようとするものであり、土地収用法第三号第二十二号に掲げる事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 土地収用法第二十号第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者は山本町であり、既に事業に要する経費の財源措置を講じていることから、本件事業が実施されることは確実と考えられる。

3 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について
このため、本件事業は、土地収用法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

事業施行により得られる利益
河内公民館は、河内地区の住民を対象とした公民館であり、地区住民に身近な社会教育施設として親しまれ利用されているが、同地区内には公共交通機関がないことから、来館者の多くは自家用車を利用している。

現在公民館には十三台分の駐車場が整備されているが、一度に大勢が集まる行事が多くなっており（平成十六年実績によると、三十人以上の行事が二十四回、このうち五十人以上の行事が十七回開催されている。）、自動車駐車場に収まりきれず、利用者に不便をかけるとともに、路上駐車による交通安全上の危険が生じ、近隣住民にも迷惑をかける状況となっている。

本件事業の施行により、新たに三十台分の駐車場を整備し、駐車場不足を解消することで、公民館の利便性の向上と周辺環境の改善を図ることが可能となることから、事業施行により得られる利益は相当程度高いと認められる。

周辺環境への影響

起業地内に移転を要する物件はなく、工事規模も比較的小さいことから、周辺の土地利用や自然環境への影響は軽微であると認められる

起業地の選定及び範囲

本件事業の起業地の選定に当たっては、社会的、技術的、経済的見地から三案の候補地の比較検討を行い、最も適切な案を採用していると認められる。

また、起業地の範囲も、その目的を達成するために必要とされる最小限に限定されていると認められる。

4 から 述べたことから、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について

3 で述べたような駐車場不足により来館者及び近隣住民にかけている不便は、早

急に改善する必要があると認められる。

このため、本件事業は、土地を収用する公益上の必要が認められ、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1 から4までにおいて述べたように、本件事業は土地収用法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

五 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

山本町教育委員会

香川県告示第二百七十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十七年四月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 長土指道 第一号

二 指定 年月日 平成十七年四月五日

三 指定道路の位置 東かがわ市松原字松西一七一 一

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇メートル

延長 七二・一五メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

香川県告示第二百五十五号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定

(平成七年条約第二十三号)の適用を受けるものである。
平成十七年四月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 調達件名及び数量 香川県立中央病院清掃業務 一式
 - 二 調達方法 購入等
 - 三 契約方式 一般競争入札
 - 四 落札決定日 平成十七年三月二十四日
 - 五 落札者の氏名及び住所 香川ビルメン株式会社 香川県高松市藤塚町二丁目一〇番一
三号
 - 六 落札金額 七九、九九七、四〇〇円
(消費税及び地方消費税三、八〇九、四〇〇円を含む。)
 - 七 入札公告日 平成十七年一月二十五日
 - 八 落札方式 最低価格
 - 九 担当課 郵便番号 七六〇 八五五七 香川県高松市番町五丁目四番一六号 香川県
立中央病院業務課管理担当 電話番号 〇八七 八三五 二二三二(内線三二〇)
- 香川県公告第二五十六号
- 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法
第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改
良事業を行うことについて平成十七年三月三十日認可した。
- 平成十七年四月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
香川郡香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業渡池地区
"	単独県費補助土地改良事業下万塚地区

香川県公告第二五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法

第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改
良事業を行うことについて平成十七年三月三十日認可した。
平成十七年四月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
多度津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)前池東又地区
"	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)山階海田地区
"	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)三井西地区
"	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)兵の前地区

香川県公告第二五十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法
第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改
良事業を行うことについて平成十七年三月三十日認可した。
平成十七年四月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業北條池地区
"	単独県費補助土地改良事業桶屋池地区
"	単独県費補助土地改良事業大谷上池地区

香川県公告第二五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する
同法第十条第一項の規定により、丸龜市が(非補助土地改良事業(区画整理事業)下土居
地区)を行うことについて平成十七年三月三十日同意した。
平成十七年四月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第二六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年三月三十日同意した。

平成十七年四月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名
大野原町	基盤整備促進事業（農道）中姫地区
〃	基盤整備促進事業（水路）中姫地区

香川県公告第二百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、さぬき市が（農地等高度利用促進事業中所地区）を行うことについて平成十七年三月三十日同意した。

平成十七年四月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第二百六十二号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年三月十八日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年四月二十八日から同年五月十八日まで縦覧に供する。

平成十七年四月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名	縦覧場所
播磨湯地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）播磨湯地区	丸龜市飯山市民総合センター業務課
沖地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）沖地区	〃

北岡地区共同施行
単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）北岡地区

山田池地区共同施行
単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）山田池地区

焼飯出水地区共同施行
単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）焼飯出水地区

香川県公告第二百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年三月十八日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年四月二十八日から同年五月十八日まで縦覧に供する。

平成十七年四月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
楠見池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）に こり池地区	丸龜市飯山市民総合センター業務課
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 久保四号地区	〃
大窪池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 北岸地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 島田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 大窪池水路地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 上板屋出水地区	〃

"	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)四反地地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)西尾地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)袖村出水地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)高柳三号地区	"

香川県公告第二百六十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる市が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年三月十八日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年四月二十八日から同年五月十八日まで縦覧に供する。

平成十七年四月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市 名	土地改良事業名	縦覧場所
丸龜市	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業)久保地区	丸龜市飯山市民総合センター業務課
"	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業)高柳一号地区	"

香川県公告第二百六十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、満濃池土地改良区から役員の就任について次のとおり届出があった。

平成十七年四月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類	氏 名	住 所	就任年月日

平成十七年四月十九日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

理事 大山 將 丸龜市柞原町七三番地二
 香川県公告第二百六十六号
 土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第三百三条第三項の規定に基づき坂出市から坂出都市計画事業坂出駅南口拠点整備土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。
 平成十七年四月十九日

正 誤
 香川県知事 真 鍋 武 紀

平成十七年四月十二日(香川県報第九二二六号)目次中訂正

ページ	上 段	
	正	誤
	下水道課	都市計画課

